

津市教育用及び校務用情報機器等審査委員会設置要綱

平成 2 6 年 7 月 1 1 日教育委員会訓第 2 号

改正 平成 2 8 年 6 月 1 7 日教育委員会訓第 5 号
平成 2 9 年 3 月 2 8 日教育委員会訓第 2 号
平成 2 9 年 6 月 2 9 日教育委員会訓第 1 0 号

(設置)

第 1 条 各小学校、各中学校及び義務教育学校における児童・生徒用の教育用情報機器等及び教職員用の校務用情報機器等について、情報教育及び校務に最適な機器等を導入することにより、その教育効果等を最大限に図るとともに、契約事務の執行を厳正かつ公正に行うため、津市教育用及び校務用情報機器等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 仕様書等の内容に関すること。
- (2) 同等品及び適合品の認定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、厳正かつ公正な契約事務の執行に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長には学校教育・人権教育担当理事を、副委員長には教育総務課長をもって充てる。
- 3 委員には、教育長が指名する職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(意見等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した委員は、当該会議において知り得た秘密を他に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育研究支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓は、平成26年7月14日から施行する。

附 則（平成28年6月17日教育委員会訓第5号）

この訓は、平成28年6月20日から施行する。

附 則（平成29年3月28日教育委員会訓第2号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月29日教育委員会訓第10号）

この訓は、平成29年7月4日から施行する。